

燃油代を削減しながら 環境に配慮した加温技術を試してみませんか？

～ 環境に配慮した加温体系の栽培実証、マニュアルの作成等を支援します ～

令和6年度補正予算・令和7年度当初予算

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

SDGs対応型施設園芸確立

要望調査のお知らせ

地域にあわせて、
より活用しやすくなるよう
要件等を見直しました！
見直したポイントは



が目印。

8.1～8.29

農水省
本省必着

農政局・都道府県への必着期限は
農政局・都道府県にお問合せください。

事業概要

施設園芸における加温体系について、**環境負荷低減と収益性向上を両立した重点支援モデルを確立・普及**するための取組を支援する事業

支援対象

- ☎ 協議会、都道府県、市町村、農業協同組合
* 協議会は、都道府県、農業者の参加が必須となります。

支援内容

- ☎ **1 地域エネルギーの賦存量調査及びマップの作成〈選択〉** **定額支援：1,500万円まで**
地中熱等の地域エネルギーの賦存量を把握するための調査に係る委託費などを支援
* 掘削費は交付対象ではありません。
- 2 重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証〈選択〉** **定額、1/2以内支援**
- (1) 省エネ機器・資材を活用した栽培・経営実証〈選択〉** **定額、1/2以内：2,500万円まで**
実証ほ場・ハウス・機械等の借上費*、実証に必要な機械・設備・自家消費発電システム等の資機材費及びそれらの設置に係る役務費などを支援
* 借上費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限り、交付率で定額交付対象。
- (2) 新技術による栽培実証〈選択〉** **定額、1/2以内支援：7,000万円まで**
実証を実施するためのほ場・ハウス・機械等の借上費*、機械等の設置に係る役務費、技術指導講師派遣の旅費・謝金などを支援
* 機械等のリースは、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限り、交付率で定額交付対象。
* 機械等がリースできない場合、購入も可。その場合、購入費の1/2以内が交付対象。
- (3) 環境影響評価の実施〈2を行う場合は必須〉** **定額支援**
環境影響評価を実施するための委託費、専門家等移動のための旅費などを支援
- 3 経営指標等の作成、情報発信〈2を行う場合は必須〉** **定額支援**
経営指標、マニュアル作成や作成に必要な調査のための委託費（謝金）、情報発信のための技術講習会等の会場借料、印刷製本費などを支援

本事業のメリット

- ☎ 将来の化石燃料を使用しない施設園芸に向けて、**地域で活用可能な再生可能エネルギーの調査**ができます。
- 環境に配慮した新しい加温技術の本格導入前に、**収量・品質への影響や効果、費用などの心配な点を確認**できます。
 - 脱炭素型のモデルを実証する際に必要な**省エネ機器や資材の導入費が助成対象（1/2以内）**となります。

農林水産省



事業実施主体等の要件について（詳細）

	農業者	都道府県*	農業協同組合 (営農指導事業担当)	その他 メーカー、ICTベンダー、大学 試験研究機関、実需者 等
協議会	参加	参加	必要に応じて 関与（助言）	必要に応じて 関与（助言）
都道府県* 拡充	必要に応じて 関与（助言）	—	必要に応じて 関与（助言）	必要に応じて 関与（助言）
市町村 拡充	必要に応じて 関与（助言）	関与（助言）	必要に応じて 関与（助言）	必要に応じて 関与（助言）
農業協同組合 拡充	必要に応じて 関与（助言）	関与（助言）	—	必要に応じて 関与（助言）



事業実施主体に**都道府県、市町村、農業協同組合を追加**し、地域に合わせた選択肢が可能となりました。

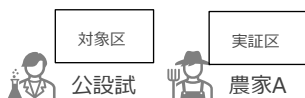


事業実施主体が協議会の場合の**戸数要件***を見直しました。

* 都道府県等の公設試や農業者が有している複数のほ場を利用する等で、実証を行うために必要な複数のほ場を確保できることが条件となります。

（実証に参加する農業者の戸数要件はありません。）

【例１】公設試を対象区として利用



【例２】実証する農家Aの別ほ場を対象区として利用



事業実施主体が都道府県・市町村・農業協同組合の場合であっても、**機械等を導入して実証する農業者を事業実施計画書に「実証主体」として位置付けることで、その農業者が導入する機械等についても助成対象**になるようにしました。



新技術とは？

- 農業においては事業申請時点で**販売実績がない**又は**当該県内で導入事例がない**機器資材等を用いたSDGsに資する技術であること
- 地域の慣行の栽培体系と比較して、**新技術のみの効果により化石燃料使用量を50%以上低減**できることが見込まれる技術であること

例）水熱源ヒートポンプ、工場・ごみ処理場等からの廃熱利用技術、代替燃料を用いる廃油ボイラー等を活用した技術等

* すべて県内での導入実績がない場合に限りです



省エネ機器・資材等を活用した栽培・経営実証ではどんな機械を導入できる？

ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー、循環扇、熱交換器装置、多段サーモ装置、CO2貯留装置・供給装置、自家消費発電システムなどを導入することができますので、例えば、以下のような加温体系を試すことができます。

- ヒートポンプ、循環扇、自家消費発電システム等を導入し、ハウス内の設備を動かすための電力を自家消費発電システムで賄いつつ、ヒートポンプで加温し、化石燃料の使用量を削減する加温体系。
- クラウン加温設備や電熱線等を導入し、局所加温により化石燃料の使用量を削減する加温体系。

問合せ先

要望調査や事業申請については都道府県に、事業活用上のご不明点等については下記に相談ください。

北海道農政事務所
生産支援課

☎011-330-8807

東北農政局

園芸特産課
☎022-263-1111
(内線：4396)

関東農政局

園芸特産課
☎048-740-0098

北陸農政局

園芸特産課
☎076-232-4314

東海農政局

園芸特産課
☎052-223-4624

近畿農政局

園芸特産課
☎075-414-9023

中国四国農政局

園芸特産課
☎086-224-9413

九州農政局

園芸特産課
☎096-300-6261

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部 生産振興課
☎ 098-866-1653

農林水産省 農産局 園芸作物課

施設園芸対策班 ☎ 03-3593-6496

農林水産省施設園芸における化石燃料の使用量削減に向けた取組についてのページ

事業の詳細を掲載しています

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/midori.html>

